

東北文化学園大学履修規程

「平成 11 年 3 月 10 日」
「理 事 会 制 定」

(趣旨)

第 1 条 この規程は、東北文化学園大学学則(以下「学則」という。)第 26 条第 2 項の規定に基づき、東北文化学園大学(以下「本学」という。)の授業科目の履修方法その他の必要な事項について定めるものとする。

(教育課程の編成)

第 2 条 本学の教育課程は、次の各号に掲げる授業科目をもって編成する。

- (1) 基礎科目
 - (2) 専門基礎科目
 - (3) 専門科目
 - (4) 研修科目(工学部)
- (授業科目)

第 3 条 本学において開設する授業科目の種類、配当年次及び単位数(必修、選択及び自由)は、学則別表第 1 のとおりとする。

2 授業科目の授業内容等は、学年の初めに、シラバスにおいて学生に周知する。

(単位の計算)

第 4 条 授業科目の単位の計算は、次のとおりとする。

- (1) 講義は、15 時間をもって 1 単位とする。
- (2) 演習は、15 時間から 30 時間をもって 1 単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技は、30 時間から 45 時間をもって 1 単位とする。

(履修方法)

第 5 条 学生は、所属する学部学科(専攻)に応じて、基礎科目、専門基礎科目、専門科目及び研修科目から、次により単位を修得しなければならない。

(1) 医療福祉学部

区 分	リハビリテーション学科							
	理学療法専攻		作業療法専攻		言語聴覚専攻		視覚機能専攻	
	必修科目	選択科目	必修科目	選択科目	必修科目	選択科目	必修科目	選択科目
基 礎 科 目	9 単位	11 単位以上	10 単位	8 単位以上	18 単位	8 単位以上	16 単位	9 単位以上
専門基礎科目	39 単位	1 単位以上	42 単位	1 単位以上	36 単位	—	35 単位	1 単位以上
専 門 科 目	64 単位	2 単位以上	68 単位	—	65 単位	—	64 単位	—
計	126 単位以上		129 単位以上		127 単位以上		125 単位以上	

区 分	看 護 学 科	
	必修科目	選択科目
基 礎 科 目	10 単位	7 単位以上
専門基礎科目	34 単位	—
専 門 科 目	54 単位	21 単位以上
計	126 単位以上	

(2) 現代社会学部

区分	現代社会学科							
	社会学専攻				社会福祉学専攻			
	必修	選択必修	選択	選択	必修	選択必修	選択	選択
基礎科目	13 単位	4 単位以上	10 単位以上	※ 2 左記に加えて 20 単位以上	13 単位	4 単位以上	10 単位以上	※ 2 左記に加えて 20 単位以上
専門基礎科目	20 単位	6 単位以上	※ 1	—	20 単位	6 単位以上	※ 3	—
専門科目	8 単位	4 単位以上	39 単位以上	—	37 単位	—	14 単位以上	—
計	124 単位以上				124 単位以上			

※ 1 専門基礎科目及び専門科目から、区分毎に定められた最低単位以上を修得した上で、専門基礎科目及び専門科目から区分に関係なく 39 単位以上を修得しなければならない。

※ 2 基礎科目、専門基礎科目及び専門科目から、区分毎に定められた最低単位以上を修得した上で、残りは区分に関係なく 20 単位以上を修得しなければならない。

※ 3 専門基礎科目及び専門科目から、区分毎に定められた最低単位以上を修得した上で、専門基礎科目及び専門科目から区分に関係なく 14 単位以上を修得しなければならない。

(3) 経営法学部

区 分	経 営 法 学 科		
	必修科目	選択科目	
		区分別要件	区分問わず
基 礎 科 目	13 単位	11 単位以上	※左記に加えて 20 単位以上
専門基礎科目	14 単位	18 単位以上	
専 門 科 目	8 単位	40 単位以上	
小 計	35 単位	89 単位以上	
計	124 単位以上		

※ 基礎科目、専門基礎科目及び専門科目から、区分毎に定められた最低単位以上を修得した上で、残りは区分に関係なく 20 単位以上を修得しなければならない。

(4) 工学部

区分	情報システム学科			建築環境学科			臨床工学科		
	必修科目	選択科目		必修科目	選択科目		必修科目	選択科目	
		区分別要件	区分問わず		区分別要件	区分問わず		区分別要件	区分問わず
基礎科目	5 単位	23 単位以上	※ 1 左記に加えて 14 単位以上	5 単位	7 単位以上	※ 2 左記に加えて 16 単位以上	15 単位	6 単位以上	※ 3 左記に加えて 42 単位以上
専門基礎科目	32 単位	8 単位以上		58 単位	—		33 単位	—	
専門科目	8 単位	16 単位以上		16 単位	10 単位以上		22 単位	1 単位以上	
研修科目	14 単位	4 単位以上	—	12 単位	—	—	5 単位	—	—
計	124 単位以上			124 単位以上			124 単位以上		

※ 1 基礎科目、専門基礎科目、専門科目及び研修科目から、区分毎に定められた最低単位以上を修得した上で、残りは区分に関係なく 14 単位以上を修得しなければならない。

※ 2 基礎科目、専門基礎科目、専門科目及び研修科目から、区分毎に定められた最低単位以上を修得した上で、残りは区分に関係なく 16 単位以上を修得しなければならない。

※ 3 基礎科目、専門基礎科目、専門科目及び研修科目から、区分毎に定められた最低単位以上を修得した上で、残りは区分に関係なく 42 単位以上を修得しなければならない。

VI 諸規程

2 学生は、原則として所属学年に配当されている授業科目を履修しなければならない。ただし、学生の履修単位の内容等を考慮して、特に必要があると認めた場合は、この限りではない。

3 授業科目のうち、選択科目の履修方法は、学則別表第1の備考欄に掲げるとおりとする。
(履修登録単位数の上限)

第5条の2 学生が1年間に履修登録できる単位数の上限を定める。履修登録できる単位数の上限は、各学部で別に定める。

(履修手続)

第6条 学生は、毎学年又は毎学期の初めに、履修を希望する授業科目について、履修届を学部長に届け出て、承認を得なければならない。

2 学生は、前項の履修届提出後、指定の期日以外に履修届の内容を変更することはできない。

3 学部長が特に必要と認めた卒業研究等の授業科目の履修手続については、別に定める。

(履修の禁止)

第7条 次に掲げる授業科目は、履修することができない。

- (1) 履修届を届け出していない授業科目
- (2) 既に単位を修得した授業科目
- (3) 授業時間が重複する授業科目

(履修の取消)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、履修を取り消すことがある。

- (1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者。ただし、延納又は分納の手続を行った場合は除く。
- (2) 学期の途中で退学、又は除籍された者。

(成績の評価)

第9条 履修した授業科目の成績の評価は、試験(定期試験、実技試験、小テスト等を含む。)、レポート等により行う。

2 成績の評価は、S、A、B、C及びDの5種とする。S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

3 成績の評価の結果、合格と認定された授業科目については、所定の単位を与える。

4 第6条第3項の手続きを経て履修した授業科目については、別に定める「卒業研究等に係る履修手続き及び成績評価に関する申合せ」において行う。

5 前各項に定める成績の評価に対応した評価点(グレード・ポイント。以下「GP」という。)を設定し、不合格の授業科目を含めて、履修科目のGPの平均値(グレード・ポイント・アベレージ。以下「GPA」という。)を算出する。

評価	GP	100点満点による区分
S	4	90点以上
A	3	80点以上 90点未満
B	2	70点以上 80点未満
C	1	60点以上 70点未満
D	0	60点未満

6 その他、GPAに関する事項は、別に定める。

(履修の放棄)

第9条の2 次のいずれかに該当する者は、当該科目の履修を放棄したものとする。

- (1) 定期試験受験を放棄した者
- (2) 成績評価に係る課題等を提出しなかった者
- (3) 定期試験受験資格が認められなかった者
(成績不振学生に対する修学指導)

第9条の3 成績不振学生には修学指導を行うこととし、修学指導に関し必要な事項は、別に定める。

(他学部の授業科目の履修)

第10条 学生は、所属する学部以外の学部が開設する授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により授業科目を履修しようとする者は、他学部履修願を学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第11条 学生は、他の大学又は短期大学における授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により授業科目を履修しようとする者は、他大学等履修願を学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(大学以外の教育施設等における学修)

第12条 学生は、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修をすることができる。

2 前項の規定により学修しようとする者は、教育施設等学修願を学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、履修に関し必要な事項は、教授会及び大学運営会議の議を経て、学長が別に定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、教務委員会及び大学運営会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行し、改正後の第5条第1項第1号の保健福祉学科の項の規定は、平成12年度の入学者から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 14 年度以前に入学した者については、改正後の第 2 条及び第 5 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 16 年 3 月 3 日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 16 年 10 月 6 日から施行し、平成 16 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 16 年度以前に入学した者については、改正後の第 5 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年度以前に入学した者については、改正後の第 5 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 18 年 12 月 6 日から施行し、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年度以前に医療福祉学部保健福祉学科精神保健福祉専攻に入学した者については、改正後の第 5 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年度以前に医療福祉学部保健福祉学科精神保健福祉専攻に入学した者については、改正後の第 5 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 9 条第 2 項の規定については、平成 25 年度の入学者から適用する。ただし、平成 24 年度以前に入学した者については、改正後の第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年度以前に入学した者については、改正後の第 5 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 5 条の 2、第 9 条第 5 項及び第 6 項の規定については、平成 26 年度の入学者から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年度以前に科学技術学部知能情報システム学科及び建築環境学科に入学した者については、改正後の第 5 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 9 条の 3 の規定については、平成 28 年 1 月 7 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年度以前に医療福祉学部看護学科及び保健福祉学科生活福祉専攻に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2019 年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、2021 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2020 年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、2022 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2021 年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、2023 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2022 年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、2024 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2023 年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2024 年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。